

高畠町農業委員会第27回総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午前9時00分から午前10時40分

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(14名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	宇佐美 仁 委員		3番	山田 文則 委員
	4番	菅野 仁一 委員		5番	黒田 雅幸 委員
	6番	高橋 稔 委員		7番	横山 裕一 委員
	8番	戸田 雄市 委員		9番	長谷川 みどり 委員
	12番	庄司 和美 委員		13番	安部 美紀 委員
	14番	佐藤 泰彦 委員		15番	大浦 健一 委員
	16番	菅野 誠 委員			

4. 欠席委員(2名)

10番	齋藤 浩紀 委員	11番	齋藤 真徳 委員
-----	----------	-----	----------

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 付議事項

報第 61号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について……………	5件
議第125号	農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について……………	1件
議第126号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	3件
議第127号	農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	1件
議第128号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定	

	について……………	1 件
議第 1 2 9 号	非農地証明願いに対する農業委員会の意見決定について……………	1 件
議第 1 3 0 号	高畠農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見決定について……………	3 件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	二宮弘明	事務局次長	山口充
農地係長	東條英史	主任	遠藤未貴
主事	齋藤一哉		

農林振興課職員

農業政策係長	嶋倉武志	主任	平石哲哉
--------	------	----	------

10. 会議の概要

事務局長

では、改めましておはようございます。

ただいまより第27回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。宇佐美代理、よろしくお願いいいたします。ご起立お願いいいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。会長、よろしくお願いいします。

山口会長

大変お疲れのところ、ご苦労さまでございます。

8月3日の大雨によりまして、非常に甚大な被害を受けられた方に対しましては、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、できるだけ早く復旧をされまして、万全を尽くしていただけるよう、お願いいを申し上げたいと思っております。

また、行政、農協、そういった関係機関についても、今後の対策等についていろいろな面で講じられると思いますので、その辺につきましても、今後、よろしくお願いいしたいなと思っております。

また、先週の1週間、農地パトロールということで、大変暑いところ調査をしていただきまして、誠にありがとうございました。結果については、今後出てくると思いますので、そのときにはよろしくお願いいしたいと思いいます。

また、米の情勢でございますけれども、これは農協の役員の方から後で話があるかと思いいますけれども、隣県の新潟では、コシヒカリで1,500円という非常に大変うれしいようなニュースがあったようでございます。

新聞等にも、ある程度書かれておりますけれども、生産県である新潟県が強みというか、そういった価格を提示されたということについては、本県についても期待しているところでございます。そういった中で、ぜひ収穫が昨年同様、豊作に近いような形で作業が進められればいいのかなと思いいている

ところでございます。

また、私ごとでありますけれども、生きているうち、東北に甲子園の優勝旗が持ってこられるとは思っておりませんでしたけれども、今回見事に仙台育英が優勝を飾ったということで、本当に東北勢としては、自分もそういうスポーツ関係も好きですので、大変うれしく思った次第でございます。

そういった中で、今後いろいろな形で自分の目標もあろうかと思っておりますけれども、一層精進されるよう、お願いしたいと思っております。

簡単でありますけれども、一言ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

では、本日の欠席者の届出についてご報告をいたします。10番齋藤浩紀委員、11番齋藤真徳委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。したがって、出席委員は16名中14名で定足数に達しております。

それでは、高島町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、9番長谷川みどり委員、12番庄司和美委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の東條係長を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議 長

次に、日程第3、報第61号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」5件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第61号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方ございますか。

(発言なし)

議 長

特に発言はないようですので、以上で報第61号を終わります。

議 長

次に、日程第4、議第125号「農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第125号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については、現地調査が行われておりますので、代表委員より報告願います。13番安部委員。

13番 13番です。

8月16日に、東條係長、遠藤主任、あと農林振興課の職員と長谷川委員、私の5人で現地調査に行っていました。

現況はやはりブドウ畑なんですけど、ハウスがかかっていなく、一度は草刈りがしたような感じなんですけれども、その後は今現在、管理されていない状況でありました。ちょっと雨が降っていて、外に出ることはできなかったんですけど、かなりハウスとか壊れている状況で、周りのブドウを栽培している人からは、やっぱり苦情が来るなという感じが見受けられました。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。14番。

14番 14番です。

ちょっと聞きたいんですけども、借人の〇〇さんという方はどういう方なのか、どういう経緯でこの園地を借りるに至ったのか、ちょっと詳しく聞きたいのですが、分かる範囲でよろしくお願いします。

議 長 事務局、齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 こちらの〇〇さんなんですけれども、もともと建設業を営んでおまして、あとは〇〇という法人も経営していたんですけども、もともところちのブドウ園は、その〇〇さんで借りたいということだったんで

すけれども、農地所有適格法人の要件を満たすことがありませんでしたので、〇〇さん個人で借りることになった経緯となっております。

もともと〇〇さんからの紹介で農業委員会にいらっしやいまして、そこで〇〇さんの園地が空いているということで、紹介したという経緯となっております。

以上です。

議 長

14番。

14番

分かりました。この〇〇さんという方が今、居場所が不明ということなんです。分かりました。

議 長

そのほかございますか。4番。

4 番

4番です。

この解約事情がこういう事情であれば、解約やむなしということだと思いますが、これ〇〇さんという方は農家しているんですかね。もしここで解除したとしても、これはそのまま荒れた土地になってしまうのではないですか。その分を知りたいんですけれども、やむなしだと思います。

議 長

齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 〇〇さんのほうに確認しているんですけれども、〇〇さんのほうでは正式な判断は、この18条の許可が下りてから判断したいということだったんですけれども、話した感じだと、今回こういうふうな状況、〇〇さんの世帯自体、今非農家なんですけれども、こういう状況になってしまったということもあるので、〇〇さんのほうでは今後園地は、正式には決まっていないんですけれども、棚を壊して園地を潰すかもしれないということでした。

以上です。

議 長

4 番。

4 番

分かりました。できれば、このままにしておけば当然、借主いなくなったとしても熊の巣になるなんてことは想定されるわけで、やっぱりきれいにしてお返しできるように、畑でもいいでしょうし、回復するような指導をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

そのほかございますか。

それでは、私からですけれども、先ほど説明の中では署名捺印が必要で申請がなされるということがございますけれども、こういった中で本人がいないという中では、その点についてはどのように進められるか、確認したいと思います。齋藤主事。署名捺印は、通常の合意解約のみということで、この場合は不要ということがございます。

そのほか。12番。

12番

12番です。

借人の〇〇さんという方なんですけれども、この方新規就農者ということで、前、認定された方だと思ったんですが、こういう状況になると、新規就農者の扱いをどうされるのか、その辺のところを聞きたいんですが。

議 長

山口次長。

番 外

《山口次長》 確かに〇〇さんにつきましては、昨年の4月の総会で新規就農の申出を受けたということで、ご報告させていただいております。

ただ、新規就農につきましても、近年、農業を継続するにちょっと難しかったりとか、途中で断念されるという方も最近目立ってきているというのも事実でございます。

今回を教訓としまして、事務局でもちょっと考えているのが、新規就農の方に農地を貸す場合については、いろいろその方の状況なんかもあるかと思うんですけども、解除条件付の許可というものを出すことも農地法3条で可能となっております。

これについては3条の要件を満たさない、営農を途中で断念されて、こういったことになった場合ですと、解約書を出さなくても、途中で契約を中断させることができる内容になっておりますので、今後、新規就農者の方に関しましては、解除条件付の許可ということで賃貸借を結んでいただくようなことで、今後進めていきたいと思っておりますので、その辺も併せて今後、事務局内でさらに検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長

12番。

12番

分かりました。

議 長

ほかにありますか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、ないようですので質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長

ただいま議題となっております議第125号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次、日程第5、議第126号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」3件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第126号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号27番について、新江秀市推進委員より8月18日に現地調査を行い、廃水路敷となっているとの報告を受けております。

申請番号28、29番について、伊藤吉衛推進委員より8月12日に現地調査を行い、28番については田は自己保全、畑は豆栽培されている、29番についてはソバ栽培されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。3番。

3 番 3番です。

ちょっと1つ詳しくお聞きしたいんですけども、28番と29番の譲受人、〇〇さんは62歳で〇〇ということなんですけれども、どういういきさつでここを譲り受けることになったのか、ちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、もともとここを借りて作っていたのかどうか、その辺ちょっとお願いします。

議 長

齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 こちらの28番、29番の圃場については、もともと〇〇さんが借りていた場所です。昨年そこが地主の方に返された土地となっておりました。この〇〇さんという方は、もともと高畠の方です。今は〇〇に住んでいるということなんですけれども、今回借り入れる圃場の近くにも農地所有しております。ちょっと話を伺ったところ、〇〇で学童のほうをちょっと運営している、働いているということですので、こちらの圃場でトウモロコシの栽培を行いながら、学童の子供たちに収穫させたりとか、そういう体験をさせたいということもありまして今回の、自分が持っている隣の農地空いているということで、今回譲受けすることになったとのことでした。

以上です。

議 長

3番。

3 番

ありがとうございました。

議 長

そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長

ただいま議題となっております議第126号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第127号「農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第127号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号10番について、新江秀市推進委員より8月18日に現地調査を行い、水稻作付されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第127号について、原案のとおり決定

するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第7、議第128号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番 外 《東條係長》 申請番号13番になります。所有権移転になります。

【議第128号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員より報告願います。13番安部委員。

13番 13番です。

8月16日に、5人で現地調査に行ってきました。ここは、町道から入るところは少し農道な感じで入る形で駐車場になるかと思うんですけども、そこは問題ないかなと思いました。

あと、この農地については事前着工もなく、適切に管理されている状況でありました。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

この渡人の農地の所有は、何年になっていきますか。売買ですか。

番 外 《東條係長》 こちらの土地になるんですけれども、平成20年の10月24日に、高島町大字〇〇番地の〇〇さんから〇〇さんが取得したということになっております。

議 長 ありがとうございます。
皆さんから、ご意見ありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第128号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第8、議第129号「非農地証明願いに対する農業委員会の
意見決定について」1件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番 外 《東條係長》 申請番号3番になります。

【議第129号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員より報告
を願います。13番安部委員。

13番

13番です。

また、8月16日に現地調査に行っていました。

現在は空き家で、地元にご方、〇〇さんがいない状況で、冬は親戚の方が除雪とかをしている状況であるそうです。なので、壊れている状況という感じは今のところない感じです。一応、適切に管理をしているのかなという状況で見ました。

以上です。

議長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議長

ただいま議題となっております議第129号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長

それでは、暫時休憩いたします。

午前9時35分 休憩

午前9時40分 再開

前から耕作放棄地にずっとなっていたということでした。

今回、緑地兼イベント広場等の新たな活用を見いだすことになれば、とてもよいことではないかというお話をしていらっしゃいました。この土地もまた、管理もちゃんとなっており事前着工等もないもので、農振除外は問題ないと思われま

す。3番なんですが、平石主任の説明のとおりでありまして、石やセメントのブロック等が散在しており、農振除外は適当だと思われま

す。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。8番。

8 番

8番です。

ちょっと2番の案件についてお聞きしたいんですが、以前に〇〇にあります〇〇さんの脇の農地を譲り受けて、そちらにお店を開きたいということで話あったかと思うんですが、そのときは米平の2期工事の期間がまだ、網がかかっているからできないということで断念されたそうですけれども、今回はそういう2期工事というか、そういう網はかかっていない土地なんですか。

議 長

平石主任。

番 外

《平石主任》 ただいまのご質問に関しまして、ナンバー2の土地ですけれども、米平さんには確認しまして、こちらの土地の西側は米平さんの受益地になっているんですけれども、この三角形のちょうど一番左側の部分から東側に関しては米平さんの受益地ではないということで、ちょうどこの該当する土地は米平さんの土地ではないという確認をしました。よろしくお願

8 番

了解です。ついでにお伺いしますが、米平さんのこの2期工事の枠がかかっている土地について、どうしても解除お願いできないのかといったときに、そういう確率的にゼロなのか、1%とか5割とか確率あるものなのか、分かれば教えていただきたいのですが。

議 長

3番か。知っている地域、知識の中で答えられますか。その辺は。嶋倉係長。

番 外

《嶋倉係長》 先ほどの米平さんの関係、いわゆる国営2期と言われるような、基盤整備のような事業を行った場合の農振の除外と申しますか、農地の計画の見直しが制限される部分については8年以内と言われておりました、令和6年の3月までということで、ようやく先が見えてきたところまで来たところでありまして、やはり原則的には除外できないということにはなっております。

ただしということで、もし特例的な要件が認めるとすればというところであれば、先ほどの〇〇さんの案件のような農家の住宅であったり、あとは町内の地場の農産物を活用するような農業用の施設、加工場だったりとか、そういった農業の直接振興に関わるようなものというものであれば、町のほうでまた別な計画を立てまして、それが通ったことを前提にして、そういった計画で見直すことができるというものは存在はしております。

ただ、その27号計画と言われるものなのですが、それを通すにも、やはり半年とか、それなりの日数を要するという部分で、今後はその令和6年3月までの期間という部分と、その残りの期間を見ながら、こういった判断をしていくかというところで、ケース・バイ・ケースで相談に応じていく必要があるのかなと捉えているところであります。

以上であります。（「ありがとうございます」の声あり）

議 長

はい。

ほかに質問ございますか。4番。

4 番

4 番です。

この3番の件について伺いたいんですけども、この用地はたしか昔、委員会のほうに〇〇が購入したいというので何か出てきたような気がするんですけども、その関係を確認します。

議 長

事務局長。

番 外

《二宮局長》 農林振興課長としてお答えさせていただきます。

この土地でありますけれども、経過についてはこのとおりであります。その後、町のほうで、具体的に建設課でありますけれども、令和元年度に〇〇さんに売却したんです。その後、非農地証明として上がってきた案件であります。令和2年の3月、4月ということで、たしか令和2年4月でありますけれども、建設課長が、この説明と謝罪ということで、した案件になります。つまり、農地の地目を、売る場合については農地法の適用を受けるわけですけれども、そこを抜きにして売買をしてしまったという案件になります。

それで、その後非農地証明として上がってきましたので、それは非農地証明となったわけなんですけれども、ただ、農振としてまだ残っていたということがありますので、これは町としての申請手続といたしますか、していなかったという、失念している部分ありましたので、このタイミングで申請をさせていただいたものということです。ですから、所有者は〇〇さんということになっております。

以上です。

議 長

4 番。

4 番

4 番。

ということは、今、所有者は〇〇さんの名前になっているということなん

ですか。そして、事業契約者が町ということなんですよ。

議 長

事務局長。

番 外

《二宮局長》 所有者については〇〇さんのほうでありますけれども、この農振の除外の関係でありますけれども、そもそもこれは町が本当は最初行うべき部分だったんです。それが行われていなかったということがありましたので、今回、町の失念ということもありますので、そこを踏まえた中で今回、町として申請をさせていただいたという状況です。ですから、〇〇さんから申請をするというものではなくて、本来町で行うべき、従前からするべきものの案件であったということで捉えていただければと思います。

議 長

4 番。

4 番

中身が分かった、半分ぐらい分かったような気がするんですけども、ということは、これをまず町に1回戻して、まず審査を通すと。通した時点で正式に〇〇さんは農振除外になるので、あそこを自由に使うということに、ここに資材置場なんて書かれているけれども、まず自由に使うということになるんですか。ちょっとお聞きします。

議 長

局長。

番 外

《二宮局長》 土地の所有はあくまでも〇〇さんでありますけれども、土地の所有を町に移動したりとか、そういった手続はする必要は全くありません。あくまでも土地の色塗りとして農振地になっているものですから、そこは本当は〇〇さんが申請すればよかったと思うんですけども、ところが、それは従前から町が温泉の掘削ということで昭和60年代に行っている。本当は、その時点で農振白地にしなければいけなかったんです。それをずっとしていなかったということがありましたので、今回そこを気づいて、町の

ほうのすべきところを、30年以上たっておりますけれども、今回除外の申請を行うものということで理解していただければと思います。

議 長 では、16番。

16番 16番です。

ただいまの除外地の3番についてご質問したいと思いますが、たしかあそこの土地というのは水田だったと記憶しておりますが、それで、その際に、〇〇さんでは、所有者から購入した段階で資材置場にされたわけですね。そのとき、委員会での転用の許可というのはどうなっていたんですか。

議 長 局長。

番 外 《二宮局長》 転用の許可はございません。非農地証明の申請が令和2年の3月、ちょっと私来る前ですけれども、4月にも継続審議になりましたので、非農地証明という申請が上がってきております。農地転用ではございません。

以上です。

議 長 16番。

16番 それでは、非農地の状態の場合は、駐車場なり資材置場にする場合、転用許可は要らないということなんですか。

議 長 局長。

番 外 《二宮局長》 農地から農地以外に供する場合については、農地転用の許可申請が必要となっておりますけれども、従前から非農地証明、先ほどのように住宅用地だった、あるいは20年以上農地でないという状況の場合につ

いて非農地証明ということがありましたので、恐らくここ従前田んぼだったかどうかは、すみません、ちょっと分かりませんが、温泉の掘削地であったということがありますので、それ以降、水田とか畑になっているという状況はどうだったか分かりませんが、ただ、当時非農地証明上がってきていますので、そこ現地調査を行って、非農地として農業委員会の総会で非農地と判断、許可出ておりますので、当然農地であれば非農地証明は出ませんので、そこは当時、農業委員会の総会の場で非農地として判断していただいたものと理解していただければと思います。

議 長

16番、はい。

では、私もちょっと。その当時、許可案件が申請されたわけですが、本来ですと、もう所有権移転がなっているわけですから、ましてや非農地証明はこういう案件ですから、やっぱり申請人、結局譲り受けた人がこの農振除外をするべきであって、町がするというのはやっぱり何か、何十年たってしまうんですけれども、経過としてはおかしいのではないかなと思った部分があります。

ましてや、その非農地証明が町で申請されたということに対しては、本来であれば所有権が移っているわけですから、その方が、ある程度たってから非農地証明を出すという順番でいくのが筋なのかなという感じもありますけれども、今回は、今事務局長がお話しされたような内容で申請されていると、こういうことであろうかなと思っているところです。

いろいろなこういう案件が様々出てきますので、ひとつ今後よろしく願いたいと思います。

何かほかに、ございますか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、ないようですので質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第130号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 ここで、農林振興課の職員は退室いたします。

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
最初に、事務局長、二宮局長。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。8番戸田雄市委員長。

8 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。14番佐藤泰彦委員長。

14番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農業協同組合理事報告。4番菅野仁一理事。

4 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きますして、土地改良区理事報告。3番山田文則理事。

3 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。